

より良いまちづくりのために 地方分権の推進を！

2025年6月 町田市議会 矢口まゆ 一般質問

人事権の市町村移譲について 文科の考えは

- ▶ この制度については、平成17年中央教育審議会答申を踏まえ、中核市等の一定規模の市などが、地域の実情に応じた教育の展開、地域に根ざした人材の育成という観点から、指定都市と同様の人事権を、早期に移譲することを求めている。特に、教職員の研修を義務付けられている中核市からは、研修した教職員が都道府県の人事異動で市外へ異動させられるという不都合が生じることから、人事権の移譲を求める声が大きい。
- ▶ こうした人事権の問題については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。

各都道府県教育委員会人事担当課
各指定都市教育委員会人事担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について

政府の地方分権改革推進本部においては、国から地方公共団体、また、都道府県から市町村への事務・権限の移譲等について、継続的に検討が行われているところであり、去る1月30日に別添1の通り「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

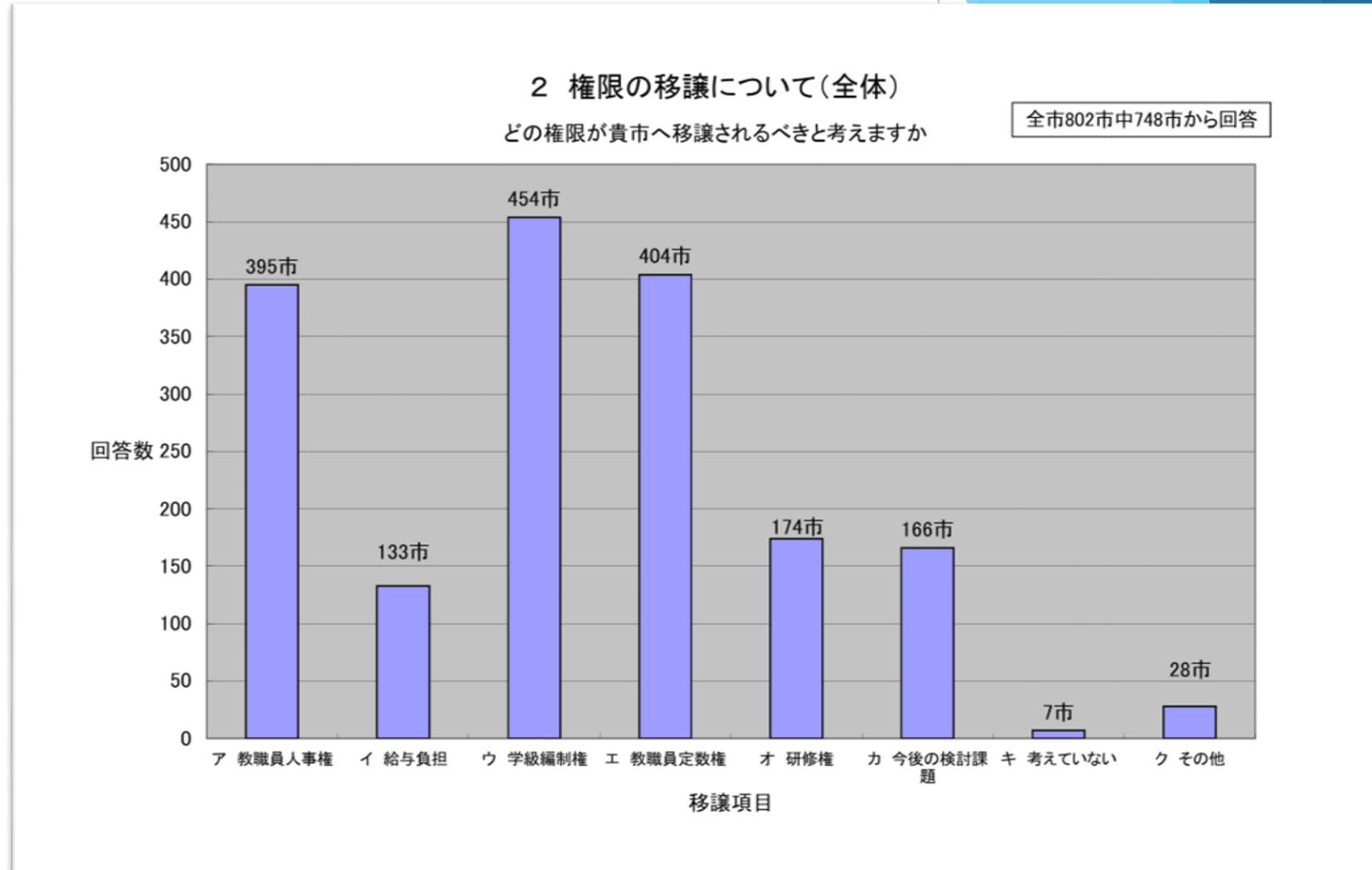
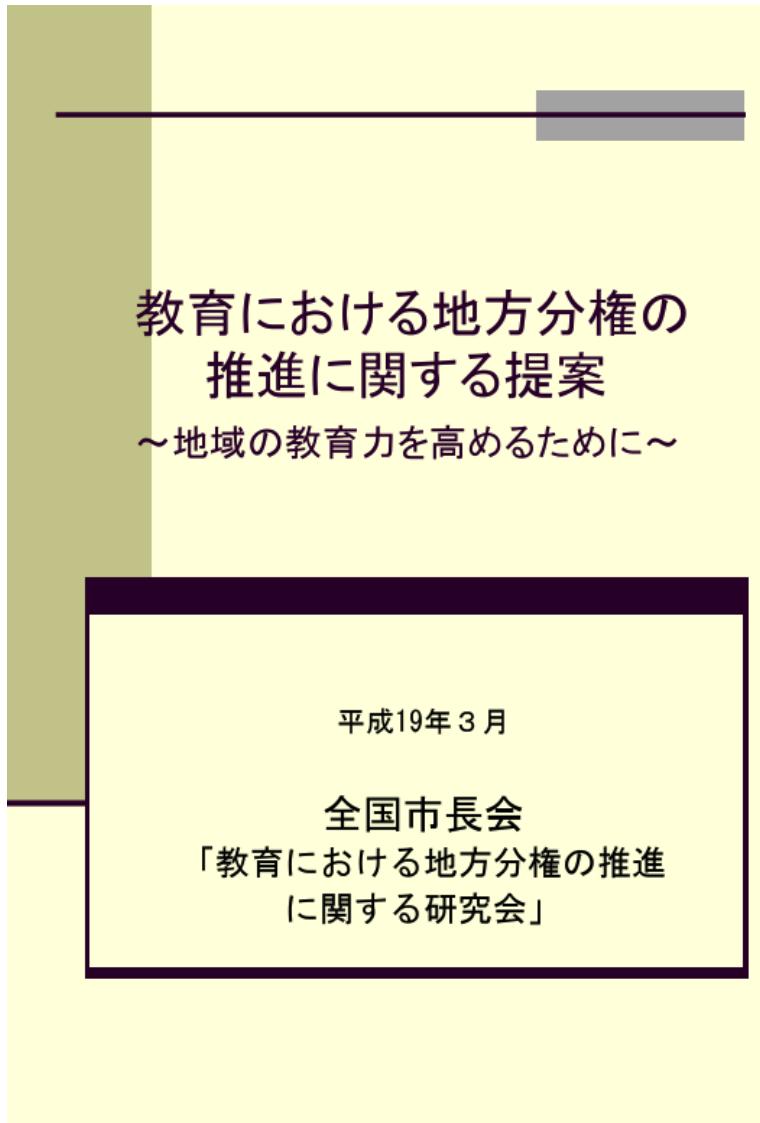
今回の閣議決定においては、県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。」とされたところです。

本件は、これまでにも「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年10月26日 中央教育審議会答申）、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日 閣議決定）、「教育委員会制度等の改革について（第二次提言）」（平成25年4月15日 教育再生実行会議決定）、「今後の地方教育行政の在り方について」（平成25年12月13日 中央教育審議会答申）等に記載（別添2参照）されている事

項であり、文部科学省としては、積極的に人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、適宜ご相談ください。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び市町村教育委員会に対し、本件について周知願います。

過去には全国市長会からも提案が



<https://www.mayors.or.jp/opinion/teigen/documents/1903kyouikuteigen.pdf>

限定された地域のみでの 異動となる場合の具体的なイメージ

- ▶ 兵庫県では、採用は県で行うが異動は基本的に最初に赴任した市内でのみ行われる。→芦屋市では、教員が自ら希望して教育に関する研究を行うことができ、そこに市の独自財源で予算をつけている。市内でしか異動がないため、人材育成に投資をすればそのまま市内に成果が返ってくる。
- ▶ 大阪では、豊能地区3市2町で教職員人事協議会を持ち、地域で採用している。
(政令市以外では日本で初めて市町村への人事権の移譲)
- ▶ 2025年度（令和7年度）教員採用選考試験の最終選考結果では、全体の最終倍率は、大阪市が2.8倍、堺市が3.1倍、大阪府豊能地区が4.0倍、兵庫県は3.6倍。なお、同年の東京都の最終倍率は1.7倍
- ▶ 町田で人事権を持つ、町田だけで異動するシステムにすると、地元町田市で働きたいというニーズのある教員の希望に確実に応えられる。
- ▶ 町田に家を買い、町田で子どもを産み、町田に働く。
- ▶ 通勤時間が長くならないよう、考えて住居を構えることができる。
- ▶ 自治体独自の取り組みを進めることができる→例えば、車通勤や自転車通勤を全面解禁、学校と家の経路にある保育園への優先入園等。

現在、東京都が児相を設置しているが 市が設置すると多くの権限がおりてくる

子ども家庭支援調査特別委員会調査資料
令和2年6月16日
子ども家庭部児童相談所開設準備課

児童相談所設置市の事務について

1 児童相談所設置市の事務の範囲について

児童相談所を設置する市（区）に政令指定されることにより、児童相談所業務以外に、児童福祉法第59条の4第1項及び国の通知や要綱に基づく「児童相談所設置市の事務」（以下「設置市の事務」という。）が、東京都から区に移管される。

＜児童福祉法 第59条の4（指定都市等の特例）第1項＞

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第252条の22第1項の中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

＜厚生労働省通知（平成20年8月29日厚労省第0829001号「児童相談所を設置する市について」）（抜粋）＞

児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。

3 各事務の概要

No	事務名	主担当課	事務の概要
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども政策課	児童福祉審議会本委員会と各部会の運営・準備など
2	里親に関する事務	子ども家庭支援センター	里親の認定及び登録、普及啓発、里親会等の関係機関との調整など
3	児童委員に関する事務	福祉部管理課	児童委員の職務に関する指揮監督及び研修は東京都の事務である。区は板橋区民生・児童委員協議会の事務局として、運営・調整を行う。
4	指定療育機関に関する事務	予防対策課	結核罹患児童の医療に係る療育の給付及び指定療育機関の指定
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	予防対策課	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定など
6	障がい児入所給付費の支給等に関する事務	障がい政策課 障がいサービス課	障がい児入所給付費の支給決定、給付費の支払いなど
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童相談所開設準備課	児童自立生活援助事業の届出受理、検査など
8	児童福祉施設に関する事務		
①	助産施設・母子生活支援施設・児童厚生施設	子ども政策課	助産施設・母子生活支援施設・児童厚生施設の認可、検査など
②	保育所	子育て支援施設課	保育所の認可、検査など
③	乳児院・児童養護施設	子ども家庭支援センター	乳児院・児童養護施設の認可、検査など
④	児童心理治療施設・児童自立支援施設	児童相談所開設準備課	児童心理治療施設・児童自立支援施設の認可、検査など
⑤	障がい児入所施設・児童発達支援センター	障がい政策課 障がいサービス課	障がい児入所施設・児童発達支援センターの認可、検査など
9	認可外保育施設に関する事務	子育て支援施設課	認可外保育施設の届出受理、検査など
10	小規模住居型養育事業に関する事務	児童相談所開設準備課	小規模住居型養育事業の届出受理、検査など
11	障がい児通所支援事業に関する事務	障がい政策課 障がいサービス課	障がい児通所支援事業等の指定、検査など
12	一時預かり事業に関する事務（病児保育事業含）	保育サービス課	児童福祉法に基づく一時預かりの事業（病児保育事業）の届出受理、検査など
13	障がい福祉サービス等情報公開に関する事務	障がい政策課 障がいサービス課	障がい児入所施設等、指定障がい児通所支援、指定障がい児相談支援事業者の情報公開
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	子ども家庭支援センター	民間あっせん機関の許可、検査など
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	障がい政策課 障がいサービス課	特別児童扶養手当に係る判定、申請受付、証書の交付等など
16	療育手帳に係る判定事務	障がい政策課 障がいサービス課	愛の手帳に係る判定、交付など

待機児童対策、今後の保育ニーズ量の変動...

子どもたちの福祉に関して、よりスピーディかつ柔軟な対応が求められる時代になっていく可能性も

- ▶ すでに、都立児童相談所が市の建物とともに仕事を始めている
- ▶ 都立児相→市立児相への権限の移譲もしやすい環境では
- ▶ 保育施設の設置、指導検査に関する業務を一括して市で受け持つことでチェックが二重になる部分をなくしたり、柔軟なスケジュールの組み立てなどで、よりスピーディで効率的な保育行政の実現、保育政策の実現ができるのでは。
- ▶ 児童設置自治体の児童福祉審議会では、子どもの福祉に関する重要な審議を行う。今後も、保育行政に関連する規制緩和等について新たな国の方針がでた際には、都の児童福祉審議会での意見聴取が必要となる可能性もあるのではないか。（認可保育園の転用等）
- ▶ **都から市への児相事務の移管はすぐにはできない。何年かけて人材の確保、職員の育成等を行うものである。だからこそ権限移譲の必要性、そのメリットについて市としても常に検討をしておくべき。**